

公 示 送 達 書

大淀町告示第 50 号

地方税法第20条の2及び大淀町税条例第18条の規定に基づき、下記の者の住所・居所が不明のため、大淀町役場税務課で送達すべき書類を保管しておりますので、受領権限を有する者には、いつでも交付します。

令和8年6月1日

大 淀 町 長 辻 本 眞 宏



送 達 す る 書 類 名	下記のとおり
送 達 を 受 け る べ き 住 所 氏 名	下記のとおり
書 類 の 保 管 場 所	大淀町役場 税務課
注 意 事 項	※本公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

	送達する書類の名称	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	地方税法等の規定に基づく通知書	大淀町大字桧垣本1290番地	東谷 新太郎 外22名
2	"	大淀町大字下淵1637番地の20	中尾 延博 外1名
3	"	大阪府門真市上野口町24番16号	北峯 幸子
4	"	大阪府八尾市若草町1番5-404号	野本 律子
5	"	大阪府門真市石原町24番14号201号	関本 一男
6	"	大阪府大阪市中央区谷町9丁目2番29号	株式会社 ル・クール
7	"	大阪府大東市大字龍間869番1号	合同会社 RAB Management